## **NEWSWAVE**

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 681 号 2019年11 月 12 日(火)

著 者 日本ビズアップ株式会社 発 行 税理士法人森田会計事務所 〒630-8247

奈良市油阪町 456 番地 第二森田ビル 4F TEL(0742)22-3578 FAX(0742)27-1681

## Googleがウェアラブルデバイス大手を買収 loTが切り開く新たな「コト」ビジネスの可能性

Googleが、活動量計「Inspire」やスマートウ オッチ「Versa」などで知られるウェアラブルデ バイス大手フィットビットの買収を発表した。 なぜ、Googleはウェアラブルデバイスを手に入 れたのか。

まず、ウェアラブルデバイス市場自体が伸びていることが挙げられる。IT調査のIDC Japanによれば、2019年第1四半期の世界のウェアラブルデバイス出荷台数は前年同期比55.2%増。ウェアラブルデバイスには、大きく分けて「耳装着型」と「腕時計型・リストバンド型」があるが、両者とも順調に成長。前者はヘッドフォンジャックがなくなっていることや、音声アシスタント機器の活用増加が影響しており、後者はヘルスケア需要の増加が要因。実際、スマートウォ

ッチの代表格であるApple Watchは、転倒を検知して緊急通報する「見守り機能」や心拍センサーを搭載。世界的に高齢化が進んでいる状況を踏まえれば、GoogleがApple Watchに対抗しうるデバイスを開発しようとしているのは明らかだ。

また、IoTを活用する最大のメリットは、それが搭載されたモノにまつわるデータが「見える化」すること。ヘルスケア関連のデータであれば、医薬品やサプリメントの開発・販売はもちろんの、スポーツやファッション、コスメ、飲食、ゲームやエンタメ分野までビジネスを発展させることが可能となるのだ。フィットビットのアクティブユーザー数は2,800万人以上。この大量の健康関連データを分析したGoogleが次に打つ手は何か。それは、次世代ビジネスのあり方を示すものになるかもしれない。

## 台風第19号の被害者への救済策 申告・申請・納付等の期限を延長

令和元年台風第19号は全国各地に多大な被害を与えたが、国税庁はこのほど、その被害者に向け、「令和元年台風19号に関するお知らせ」と題した税制上の措置(手続き)を明らかにした。対象となるのは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域。これらの地域に納税地のある納税者(法人含む)については、国税に関する申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限が延長される。

期限延長されるのは、2019年10月12日以降に 到来する国税の申告・納付等で、自動的に延長さ れることとなる。いつまで延長するかについて は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討する という。

なお、地域指定されていない地域でも、所轄税

務署長が、今回の台風災害により、申告、申請、納付等をその期限までに行うことができないと 認めるときは、納税者の申請に基づいて、期日 を指定して期限の延長が行われる。

例えば、毎月10日の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、この度の台風により被災したため期限までに行うことができない場合には、期限の延長(災害による申告、納付等の期限延長申請)を受ける手続きがある。

この手続きは、期限が経過した後に申告・納付等と同時に行うことができるので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署へ相談するよう呼び掛けている。